

## 岐阜県地震防災行動計画検討委員会設置要綱

### (設 置)

第1条 南海トラフ地震などの海溝型地震及び内陸型地震に備えて、必要な対応・対策について検討し、県の地震防災行動計画の推進を図るため、「岐阜県地震防災行動計画検討委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

### (所管事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 南海トラフ地震をはじめとする大規模地震対策に関すること。
- 二 岐阜県地震防災行動計画の推進(行動計画の策定及びフォローアップ)に関すること。
- 三 その他地震対策の推進のために必要な事項に関すること。

### (構 成)

第3条 委員会は、別に定める名簿に掲げる委員により構成する。

- 2 委員会に、会長及び副会長を置く。
- 3 会長は、委員会の委員の中から互選し、副会長は、会長が指名するものとする。
- 4 会長は、委員会の議事を整理する。
- 5 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (任 期)

第4条 委員の任期は2年とする。なお、委員の再任を妨げない。

### (会議の招集)

第5条 委員会の会議は、会長が招集する。

- 2 その他、会長は委員以外の者に対して、必要に応じて委員会への参加を要請することができる。

### (事務局)

第6条 委員会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局は、岐阜県危機管理政策課に置く。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成19年2月19日から施行する。

この要綱は、平成22年11月22日から施行する。

この要綱は、平成27年11月26日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。